

## 倫理審査部会におけるヒアリング実施要領

(令和3年3月18日制定)

### 1. 実施の対象となる研究

通常研究倫理審査で審査するすべての研究

### 2. ヒアリングの方法

#### (1) ヒアリングの対象者

ヒアリングの対象者は、原則として研究の申請者(研究代表者)とする。委員会開催日に申請者が出席できない場合は、研究分担者等が代理として出席することができる。代理として出席する者がいない場合は、倫理審査部会長が申請書類の内容を確認し、書類審査のみでの審査を検討する。申請者(研究代表者)は審議および採決に参加することはできない。

#### (2) ヒアリングの内容

ヒアリングの対象者は、研究の概要を説明し、審査委員からの質疑に回答する。

#### (3) 審査の流れ

各審査申請順に、オンラインでのヒアリング(15分)と審議・採決(15分)の計30分の審査を実施する。30分を越えた審議については、全審査終了後に審査を再開する。

#### (4) ヒアリング実施スケジュールに関する申請者への伝達方法

研究所からヒアリングスケジュールをメールで配信し、15分前には待機していただくよう周知する。ヒアリングの状況によって、時間が前後する可能性について了承を得る。

#### (5) その他

研究が進められるよう建設的なヒアリングを実施する。